

◎岡山県告示第二百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

苦田郡鏡野町井坂字下木原五二三番五の一部、五二四番四の一部、同字一二三樋五二五番二四の一部、五二五番二六の一部、同字足谷五二七番二の一部、五二七番一の一部

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、令和四年三月二十五日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。